

### 第14回

## 米国の熱延鋼板アンチダンピング調査(下)

Certain Hot-Rolled Flat-Rolled Carbon-Quality Steel Products  
From Brazil, Japan and the Russian Federation

行政訴訟  
行政見直し手続  
URAA 129条手続

こばやし ともしこ  
小林 友彦

京都大学大学院法学研究科博士課程

最後に、本件オリジナル調査後の行政訴訟および見直し手続について概観し<sup>1</sup>、WTO紛争処理手続との関係についても付言する。

### 6. 行政訴訟

一九九九年六月のアンチダンピング(以下、「AD」)課税賦課の公示後<sup>2</sup>、二〇〇〇年二月に日本政府は、本件AD措置のWTO協定違反を主張してWTO紛争処理手続に付託した<sup>3</sup>。これとほぼ同時期に、本件AD措置を発動された日本企業のうち二社は、自ら国際貿易裁判所(以下、CIIT)に行政訴訟を提起した。[不利な入手可能な事実] [adverse facts available] (以下、「不利なFA」)について、その利用の適否や、「入手可能な事実」(以下、FA)の利用条件との関係が主たる争点となった。

#### (1) 川崎製鉄 v. 米国

オリジナル調査で商務省が「不利なFA」を用いたことに対して<sup>4</sup>、改正一九三〇年関税法(以下、法)七七六条および七八二条に違反すると主張して川崎製鉄はCIITに提訴した。

二〇〇〇年八月一日のCIIT判決は、法七七六条(b)にもとづいて「不利なFA」を用いるための条件として、FAを用いる条件に加えて、調査対象企業が最善を尽くさなかったというさらなる認定[additional finding]が必要だと解釈した<sup>5</sup>。その上で、本件においてKSCの子会

社が非協力的だったために情報提出が困難だったとのKSCの主張に対しては、KSCはその情報を得ることが可能であり、にもかかわらず必要な措置をとらなかつた以上は商務省が「不利なFA」を用いても違法はないと判示した(Kawasabi at 1039)。また、「不利なFA」の選択にあたって、調査対象企業の協力度に応じなるべく不利でない事実が選択されるべき法的義務も行政慣行もないと判示した<sup>6</sup>。

#### (2) 新日本製鉄 v. 米国

##### ① 第一次訴訟

新日本製鉄(NSC)も、以下の五点につきCIITに別訴を提起した。(ア)商務省が一方当事者のみで行った会合(以下、「ex parte会合」)の記録が確実に保存・開示されないのは七七七条(a)(3)に反する、(イ)緊急事態仮決定7を行う基準が不明である、(ウ)迅速手続と煩瑣なデータ提出要求は不公正である、(エ)単なる不注意によって重量換算要素の提出が遅れただけで商務省が「不利なFA」を用いたのは8、法七七六条(b)に反する、(オ)子会社に支払った電力費を控除して生産費割れを計算したのは法七七三条(f)(2)に反する。

二〇〇〇年一月二十六日の判決は9、(ア)について認容し、法七七七条(a)(3)の履行を確保する適当な指導を行うよう商務省に命令した(Nippon I at 1374)。また、(エ)についても認容した。情報提出が遅れたならばFAを用いうるものの、「不利なFA」を用いるためにはさら

なる認定が必要であり、具体的には、当該企業が不提出から利益を得るか、情報提出の能力があるか、意図的な不遵守か等まで分析する必要があると判示した (*Nippon I at 1378-79*)。本件では、商務省は「単なる不注意」以上の証拠を示さなかったため正当化されないと (*Nippon I at 1381*)。

その他の主張は、退けられた。(i)の緊急事態仮決定は調査開始後いつでも可能であり、本件決定も申請者の主張のみならず総合的な事情から判断されており違法はない (*Nippon I at 1376*)。(ウ)も、手続的瑕疵は本件措置の無効を命じるほど重大でない。(オ)も、市場価格を反映しない費用を除外しても違法でない。

他方で、米国内開始価格の通貨を米ドルとすべきだと申請企業(共同被告)が主張したものの、契約当事者の意図に従って日本円を用いたことに違法はないとした (*Nippon I at 1380*)。

よって、*ex parte* 会合記録の確保と、「不利なFA」の利用可能性の再決定とが、商務省に差し戻された (*Nippon I at 1381*)。

商務省は同年十二月八日に、「不利なFA」を用いるか否か再決定を行った<sup>10</sup>。企業の意図が確認できることは稀であり本件でも判然としないとしつつ、いづれにせよNSCが最初の情報提出要請の際に提出しえたのに提出しなかったため、「不利なFA」を用いようと決定した。

「二〇〇一年二月二十八日、WTOパネル報告書が全当事国に回付された。」

商務省は同年三月二十八日に、*ex parte* 会合

の記録を確保する旨の政策表明を公示した<sup>11</sup>。

## ②第二次訴訟

NSCは、差戻し後も依然として違法状態が継続していると主張して、差し戻された二点について再びCITに提訴した。

二〇〇一年四月二十日の判決は、*ex parte* 会合の記録については、政策表明を公示したことと裁判所命令に適合したと認めた<sup>12</sup>。

しかし「不利なFA」の利用については、依然として違法だと判断した。FAの利用であっても、「最初」の情報提出要請に対してのみならず「追加的」な要請に対しても十分に応じなかつた場合にはじめて認められる (*Nippon II at 837*)。本件ではこの要件は満たされるものの、さらに「不利なFA」を用いるためにはそれ以上の証拠が必要だ、と繰り返しした。NSCがAD調査手続に経験を有すること、繰り返し不正確な回答を行ったこと、重量換算要素はNSCの管理下にあったことを商務省が挙げたものの、それだけではNSCに単純な不注意以上のものがあつたことを示していない (*Nippon II at 840*)<sup>13</sup>。さらに、全体としてNSCは協力的であり、情報提出の遅れも手続の進行を大きく妨げなかつたことに加え、重量換算要素はマージン計算への影響も少なかったと評価した。

よってCITは、「不利なFA」を用いずに再計算するよう商務省に指示して差し戻した<sup>14</sup>。[同月二十五日、米国政府はWTO上級委員会への申立を行うことを通告した。]

商務省は同年六月十八日に、独自の重量換算要素と分類にもとづいて算定した中立的FAを利用して、第二次再決定を行った。

「同年八月二三日にWTO紛争解決機関は上級委員報告書をWTO裁定として採択し、九月十日に米国政府は履行意思を表明した。」

## ③第三次訴訟

NSCは、中立的FAの選択に違法があると主張し三たび提訴した。二〇〇一年十月十二日の判決でCITは、再計算に当たって計算方法が変更されたことは裁判所の指示によるものであり違法でないと判断した<sup>15</sup>。他方で、不利でないFAの計算方法が不適切だと判断した。商務省には重量換算要素を独自に選定してマージン計算を行う裁量があるものの、本件で商務省が用いたように算定重量と実質重量とが大きく異なるような方法は、企業の合理的行動からかけ離れており、明らかに不適切だと判断した (*Nippon III, slip op. at 8-9*)。

よってCITは、不合理な重量換算要素を用いずにFAを認定するための新たな方法をとるよう商務省に指示して三たび差し戻した。商務省は同年十一月十三日に、第三次再決定を行った。

## ④第四次訴訟

NSCは、商務省の計算方法が実質的に変わっていないと主張して四度目の提訴を行った。

二〇〇一年十二月二十七日の判決でCITは、

NSCの主張を認め、一般的にはともかく本件では商務省の用いた計算方法を適用しないと判示した<sup>16</sup>。その上で、NSCがオリジナル調査の紀元後に提出した重量換算要素が不適切なものであるとも考えられないとして、商務省の懈怠による訴訟の遅延を防ぐために、NSCが提出した重量換算要素を用いてNSCのダンピング・マージンを再計算するよう商務省に命じた(Nippon IV, slip op. at 7)。

この判決でもってCITの解釈が商務省の決定と整合しないことが確定したと理解され<sup>17</sup>、商務省は連邦控訴裁判所に控訴した。二〇〇三年一月二十日時点で係属中である<sup>18</sup>。

## 7. 見直し

### (1) 行政見直し

第一次行政見直し(一九九九年二月十九日から二〇〇〇年五月三十一日)は、KSCCの申請によって開始された。二〇〇二年一月十七日の最終決定では、ダンピング・マージンは存在しないと認定された<sup>19</sup>。なお、いわゆる「ゼロインク」および「Arms-Length Test」(以下、ALT)<sup>20</sup>についてKSCCはWTO紛争処理裁定を援用して計算方法の変更を求めたものの、退けられた<sup>21</sup>。

第二次行政見直し(二〇〇〇年六月一日から二〇〇一年五月三十一日)は、対象期間中にKSCCの輸出がないことをもって中止された<sup>22</sup>。

### (2) URAA 二一九条決定

WTO裁定の履行意思を表明をしたのち通商代表部は、ウルグアイラウンド協定法(URAA) 二一九条(b)(2)にもとづいて、本件AD措置をWTO裁定と適合させる決定(新規決定・将来効のみ)を行うよう商務省に要請した。商務省は、①ALTを幅のあるものに緩和し<sup>23</sup>、②NSCおよびNKKの提出した重量換算要素を用いて、FAを使わずマージン計算を行い、③KSCCについても中立的FAを用いて計算し、④「all others rate」についてもAD協定九・四条に適合した方法で計算し、ダンピング・マージンを変更した<sup>24</sup>。

## 8. 評釈

AD税賦課後の手続を通して、法的論点についてある程度明確になった。

まず、*ex parte* 会合の記録の保存が確保されるようになった。また、「不利なFA」を用いるための要件についても明確化が進んだ(Nippon I at 1378-79)。本件のCIT各判断は先例に沿っており、後の裁判例にも従われている<sup>25</sup>。

ただし、企業の能力や意図の分析に関してKSCCの事案とNSCの事案とで結論が異なるのが、事実の違いにもとづくと言いきれるほど一貫しているかどうかは、定かではない。いっそう困難な問題は、Nippon IVが商務省に用いる

よう命じたNSCの重量換算要素の取扱いについてである。これはオリジナル調査の際に期限に遅れて提出された情報であり、第一次訴訟判決では考慮しないことが認められており(Nippon I at 1377)。また、商務省の規則によれば考慮してはならないという<sup>26</sup>。法解釈・適用過程における裁判所の裁量の幅と行政裁量の幅との調整に関わる問題であり、控訴審の判断が待たれる。

国家間枠組としてのWTO協定体制において私人の保護のあり方は明確でない<sup>27</sup>。各国の行政府も裁判所も、国際法の国内実施と国内法上の権限配分との間で困難な判断を迫られる<sup>28</sup>。その上で、URAA一〇二条の制約にもかかわらず、米国裁判所および行政府は、国内法の解釈・適用にあたってさまざまな形でWTO裁定との整合性の確保に配慮している<sup>29</sup>。本件でも、URAA二一九条決定や差戻し判決を通じてWTO裁定と米国法の調和を追求した<sup>30</sup>。このように国際的手続と国内的手続が継起して進行する法過程には、今後も精密な分析が必要だろう。

1 本稿は、アンチダンピング研究会での集中的な討議と、本誌前号・前々号の福永講師の分析に大きく依拠しています。にもかかわらず残された誤りの責は筆者に属します。

2 調査開始につき、福永有夏、「米国の熱延鋼板アンチダンピング調査(上)」、貿易と関税五一巻一号(二〇〇三年)、四〇～四三頁。

- 3 仁分久弥子、「米国の日本からの熱延鋼板に対するアンチダンピング措置」、貿易と関税五〇巻六号(二〇〇二年)、三六―三九頁。
- 4 福永有夏、「米国の熱延鋼板アンチダンピング調査(中)」、貿易と関税五一巻二号(二〇〇三年)、七一―七五頁。
- 5 Kawasaki Steel Corporation v. U.S., 110 F.Supp.2d 1029, 1034. [Kawasaki]
- 6 米国のA/D法運用における行政慣行につき、福永「中」(前掲注4)、七四頁参照。
- 7 福永「上」(前掲注5)四一頁参照。
- 8 福永「中」(前掲注4)、七四頁参照。
- 9 Nippon Steel Corporation v. U.S., 118 F.Supp.2d 1366. [Nippon I]
- 10 Final Results of Redetermination Pursuant to Court Remand in *Nippon Steel Corporations v. The United States*.  
At <http://iaita.doc.gov/remands/00-137.htm>
- 11 Policy Statement Regarding Issuance of *Ex Parte Memoranda*, 66 FR 16,906.
- 12 Nippon Steel Corporation v. U.S., 146 F.Supp.2d 835, 837. [Nippon II]
- 13 この認定を行った文に付された原註9では、NSCが熱延鋼板WTOパネル報告を援用したのに対してCITは、FAの利用すら認めない当該パネル報告の判旨は、WTO法上いかなる価値[merits]があろうとも、本件のような場合に少なくとも不利でないFAの利用を認める米国法と明らかに反すると判断した。まして、「不利なA」を用いたことの適切性についてはいかなる意味も持たないこと。(Nippon II at 841)。
- 14 オリジナル調査のマーシムン計算につき、福永「中」(前掲注4)、七三―七五頁参照。
- 15 Nippon Steel Corporation v. U.S., at 7. At [http://www.uscilt.gov/slip.op/Slip.op01/01-122%20\(Public\).pdf](http://www.uscilt.gov/slip.op/Slip.op01/01-122%20(Public).pdf) [Nippon III]
- 16 Nippon Steel Corporation v. U.S., slip op. at 6. At <http://www.uscilt.gov/slip.op/Slip.op01/01-152.pdf>. [Nippon IV]
- 17 Notice of Court Decision: Hot-Rolled Flat-Rolled Carbon-Quality Steel Products from Japan, 67 F.R. 3478 (Jan. 24, 2002)
- 18 NのCの附帯控訴は後に取り下げられた。38 Fed. Appx. 577 (May 10, 2002).
- 19 67 FR 2408 (January 17, 2002).
- 20 福永「中」(前掲注4)、七三頁参照。
- 21 Issues and Decision Memorandum for the Administrative Review of Hot-Rolled Flat-Rolled Carbon-Quality Steel Products from Japan, 67 FR 2408 (January 17, 2002). At <http://iaita.doc.gov/frn/summary/japan/02-1268-1.txt>. NのCは、NSCの熱延鋼板のWTO裁定を援用して、尊重すべきだと主張したものの、商務省は、URAA上はWTO裁定が米国法に劣後し、WTO裁定の判断内容も本件見直し」の主題と異なる」と述べた。
- 22 Hot-Rolled Flat-Rolled Carbon-Quality Steel Products from Japan: Rescission of Antidumping Duty Administrative Review, 67 F.R. 30873 (May 8, 2002).
- 23 仁分、前掲注3、三七―三八頁参照。
- 24 Notice of Determination Under Section 129 of the Uruguay Round Agreements Act: Antidumping Measures on Certain Hot-Rolled Flat-Rolled Carbon-Quality Steel Products from Japan, 67 F.R. 71936, 71938-39 (Dec. 3, 2002).
- 25 Eg, Branco Peres Citrus, S.A. v. United States, 173 F. Supp. 2d 1363, 1371 (CIT October 3, 2001).
- 26 L.S. Chang, *Report of Court Decision - Report for Lotus Notes* (January 8, 2002).  
At <http://web.iaita.doc.gov/ia/suncase.nsf/>
- 27 間宮勇、「国際経済関係における私人の法的地位」、住吉良人編『現代国際社会における人権の諸相』(成文堂・一九九〇)、一四九―一五〇頁。
- 28 前掲注13、同21。中川淳司、「国内裁判所に与る国際法適用の限界」、国際法外交雑誌一〇〇巻(二〇〇一年)、一一三頁。
- 29 拙稿「米国裁判所におけるWTO裁定の規範的效果」、法学論叢一五二巻二・四号(二〇〇三年)参照。
- 30 前掲注24参照。「差戻し」の機能につき、Jane A. Restani & Ira Bloom, *Interpreting International Trade Statutes: Is The Charming Betsy Sinking?*, 24 (5) FORDHAM INT'L LAW J. 1533-1547.